

令和元年6月28日現在

機関番号：32501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16986

研究課題名(和文) イギリスの憎悪扇動表現規制判例における表現の自由の保障範囲の在り方

研究課題名(英文) How to guarantee the freedom of expression in the hate speech regulation case in England

研究代表者

村上 玲 (Murakami, Rei)

淑徳大学・コミュニティ政策学部・助教

研究者番号：80774215

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：「イギリスの憎悪扇動表現規制判例における表現の自由の保障範囲の在り方」と題する本研究では、イギリスの憎悪扇動表現規制に関する判例を題材に、表現の自由と対立する権利・利益との衡量の在り方を探究した。

法によって制限されていないところを自由とする、「残余としての自由」を維持するイギリスにおいて、何を表現の自由として担保するかは法文の内容にかかっている。ゆえに、立法時に幅広い議論が行われることになる。

この法文に基づき、判例では具体的事実と社会事情、先例に基づき判断が下されているが、欧州人権条約の影響を受けるようになった1998年以降はより大陸型の表現の自由の保障の影響もみられるようになっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イギリス法に関する研究は未だ少なく、本研究は特に現代のイギリスの表現の自由に関する研究として一定の意義あるものといえる。

さらに、本研究はヘイト・スピーチの一種である憎悪扇動表現に対する規制を考察の対象としている。現在のわが国ではヘイト・スピーチについて問題が喚起され、刑事処罰の対象とするよう求める声もあるが、未だ刑事規制の対象とはなっていない。このような状況にある我が国において、刑事規制を有するイギリス法及び判例を検討した本研究は我が国において一定の示唆を与えるものといえる。

研究成果の概要(英文)：In this study, entitled "How to guarantee the freedom of expression in the hate speech regulation case in England", on the basis of the case relating to the hate expression control in the UK, I searched for the balance between the freedom of expression and the conflicting rights and interests.

In the United Kingdom, which maintains residual liberty, which is free where it is not restricted by law, it depends on the content of the text of law what is secured as freedom of expression.

Therefore, a broad debate will take place during legislature.

Based on this text of law, judgments have been made based on concrete facts, social circumstances and judicial precedent, but since 1998, when it came to be affected by the European Convention on Human Rights, a continental form of guarantee of freedom of expression has come to be seen.

研究分野：憲法学

キーワード：表現の自由 憎悪扇動表現規制 ヘイト・スピーチ イギリス法

1. 研究開始当初の背景

全世界規模での情報の送受信を身近なものにしたインターネットの普及は、情報の発信、受信それぞれの主体を多様化させ、自己と異なる文化的背景を持った者との対話を容易にした。しかし、デンマークの国内紙が問題となった 2006 年のムハンマドの風刺画事件のように、従来であれば一国で完結していた表現に関する問題がこのような状況の変化を受けて世界規模での注目を集めており、特に、ヘイト・スピーチに関して、表現の自由と他の権利・利益とをどのように両立・調整するかについて研究がなされている(例えば、Ivan Hare and others (eds), *Extreme Speech and Democracy*(Oxford University Press 2009))。

我が国でもヘイト・スピーチに関して、憲法学の視点からなされた著名な先行研究として内野正幸の『差別的表現』(有斐閣、1990 年)がある。同書が 1990 年に発表されて以降、ヘイト・スピーチに関する研究は少なく、注目されることがあまりなかったが、近年では、在日韓国朝鮮人に対する排外主義デモやインターネット上での差別的な発言などが報道を賑わせ、世間の注目を集めている。例えば京都朝鮮学校周辺での街頭宣伝等の差止を認めた判決(刑事事件としては、京都地判平成 23 年 4 月 21 日平成 22 年(わ)第 1257 号、平成 22 年(わ)第 1641 号(判例集未搭載)、民事事件としては京都地判平成 25 年 10 月 7 日判時 2208 号 74 頁、大阪高判平成 26 年 7 月 8 日判時 2232 号 34 頁)を契機として、ヘイト・スピーチに対する法規制の導入についても検討され始めていた(師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店、2013 年)。

しかしながら、世界的に見ても「ヘイト・スピーチ」に関する定義はいまだ確立されていない。そのため、各国が自国の歴史的背景などに基づいて差別を扇動・唱道する表現に対する規制を展開しているのが現状である。

この点に関し、イギリスは我が国と異なり、憎悪扇動表現規制に関する長い伝統を有しており、多くの研究が蓄積されている。そしてイギリスは、寛容、民主主義及び人権保障を目的とし、47 か国が批准するヨーロッパ人権条約(以下「人権条約」という)を批准しているだけでなく、同条約の実施機関であるヨーロッパ人権裁判所(以下「人権裁判所」という)の管轄にも服している。さらにイギリスは、人権条約と適合する立法を国会に義務付け、かつ、人権条約との適合的解釈をイギリス国内裁判所に義務付ける 1998 年の人権法(Human Rights Act 1998、以下「1998 年法」という)を制定している。この様に 1998 年法によって、イギリスは表現の自由を含む人権条約が保障する権利を立法/判例双方において調整しなければならない状態にある。こうした背景から、イギリスには憎悪扇動表現規制と表現の自由との調整について、判例・学説ともに議論の蓄積が豊富であり、参照価値が非常に高い状態にある。

2. 研究の目的

そこで、本研究ではヘイト・スピーチ/憎悪扇動表現の規制の是非を検討するために、(a)現在の我が国の法令、判例及び学説においてヘイト・スピーチ/憎悪扇動表現がどのように観念されているかを確定し、(b)当該表現規制と表現の自由とが両立しうるのか、(c)両立しうるのであれば、どのような方策があり得るのかということが明らかにされなければならないと考え、これらの課題について、当該表現に対する規制を有し、研究が蓄積されているイギリスの憎悪表現規制を研究題材とし、比較することとした。そして、イギリスの憎悪扇動表現規制判例において、上記課題がどのように検討されているかを明らかにし、我が国における同種の問題に対する示唆を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、イギリスの憎悪扇動表現規制における表現の自由の保障範囲を明らかにするために、立法に加えて、法文の内容を具体化する裁判所の立法解釈の検討が不可欠であると考え、法がどのような局面で適用されるか、イギリス国内裁判所はどのように法を解釈・適用してきたかについて検討した。さらに、イギリス国内裁判所判例及びその解釈に影響を与えるヨーロッパ人権裁判所判例が当該表現をどのように定義し、法制度の解釈を行ってきたかも検討した。

より具体的には、まず、憎悪扇動表現規制に関するイギリス国内裁判所の解釈とその変遷について検討した。その際 1998 年法制定以前と、ヨーロッパからの影響を受けるようになった 1998 年法制定以後の時代とに区分し、ヨーロッパからの影響を受ける以前・以後における憎悪扇動表現規制の対象となる表現の要件の変遷を明らかにしようとした。

これと並行して、憎悪扇動表現にかかるヨーロッパ人権裁判所判例について、(a)人権条約 10 条が保障する表現の自由への侵害として条約違反が認定された事件、(b)当該条約違反とは認定されなかった事件及び(c)訴えが受理されなかった事件に分類し、人権裁判所が描く、表現の自由により保障される表現と憎悪扇動表現規制の対象となる表現との境界を明らかにしようとした。

4. 研究成果

イギリスには伝統的罪としてコモン・ロー上の扇動罪が存在していた。この罪は判例(*R v Burns* [1886] 16 Cox C.C. 355)により 国王あるいは女王、その世継ぎないし相続人、政府、法によって公定化された(by law established) 連合王国の組織、両議院及び司法に対する憎悪又はこれらに対して侮辱すること、 非合法的手段をもって、公定化された教会又は地方政

府に関する事柄を改変するために臣民を扇動すること、平和攪乱罪を犯すよう扇動すること、臣民間の不平不満を生じさせること、臣民の異なる階級間に強い嫌悪感と敵意の感情を促進すること、という5種のいずれかを意図して、口頭又は文書で発表することで成立するとされていた。しかし、その後の判例の展開により、語り掛けられた聴衆の感情や、公表された場所と、公表の態様が考慮されるようになっただけでなく(*R v Aldred* [1909] 22 Cox C.C. 1)、攻撃集団への攻撃意図と暴力の扇動意図とを分けて考えるとされるようになった(*R v Caunt, The Times* (18 November 1947). For a note on the case see E. C. S. Wade (1948) 64 L.Q.R. 203.)。この結果、暴力の扇動意図の立証が困難となり、コモン・ロー上の扇動罪による訴追は非常に困難になっていた。

また、コモン・ロー上の神冒瀆罪も存在していた。この罪は神冒瀆罪の行為を犯すという「故意(mens rea)」は問われず、神冒瀆的な言説を出版・公表するという「犯罪行為(actus reus)」のみで足りるとされ、訴追するためには意図的に出版・公表しようとしたこと、公表しようとした言説が神冒瀆的であること、で十分だとされていた(*R v Lemon, R v Gay News Ltd.* [1979] AC 617)。しかし、この罪についてもその後の判例の展開により罪の成立要件が厳格化されている。例えば、どのような表現が神冒瀆的であるかについて、1600年代では、キリスト教の教義を否定するだけで罪が成立するとされていた(*R v Taylor*[1676] 1 Vent 293, [1676] 86 ER 189, [1676] 3 Keb 607)が、1800年代になると英国国教会の教義や信条に対する攻撃的な表現のうち、表現の内容が下品な中傷でなければならず、「穏当(sober)で節度(temperate)があり礼儀正しい様式(decent style)」である場合は、神冒瀆的ではないとされるようになっていく(*R v Hetherington* [1840] 4 St.Tr.N.S. 563)。さらに1900年代には他者の感情を憤慨させ、秩序紊乱を引き起こしそうな中傷、嘲り、不敬の要素がなければならぬとして、秩序紊乱を引き起こす要素がなければならぬとされる(*R v Chief Metropolitan Stipendiary Magistrate, ex parte Choudhury* [1991] 1 QB 429)など、時代を経るにしたがって、罪の成立要件が厳格化され、より表現の自由が担保されやすくなっていったことが明らかとなっている。

このように判例の展開により罪の成立要件が厳格化されたことによって機能不全状態にあったコモン・ロー上の憎悪扇動表現規制に代わって、制定法による規制が1936年(Public Order Act 1936)から導入されている。1936年に導入された憎悪扇動罪はデモ規制を主としており、憎悪扇動表現そのものを規制対象とした立法は1965年(Race Relations Act 1965)から始まり、数度の改正を経て現行法(Public Order Act 1986)へと至っている。制定法による規制では、表現の自由を過度に侵害しないよう、罪の成立要件として憎悪を扇動する意図を課しているだけでなく、訴追にあたっては法務総裁(Attorney General)の許可を得ることを要件として課している。さらに、宗教的憎悪扇動罪及び性的指向に基づく憎悪扇動罪には批判等は憎悪扇動とはみなさないとする自由な言論条項も設けられている。このような構造になっている制定法による憎悪扇動罪に関し、判例はその時々々の法律の欠陥を明らかにするとともに後の改正の指針となる判断を下している。例えば、反移民を内容とする団体機関紙が人種的憎悪扇動罪当たるとされ問題となった1968年のSouthern News事件(*The Times*, 28, 29 March, 1 May 1968)では、イギリスの戦後移民に関する政策問題について、その解決策は本質的に教育事業のみにあると主張するためであったとの抗弁が認められ無罪となっている。事件当時の人種的憎悪扇動罪は団体構成員を対象とした配布物を規制の対象外としており、本事件の判決により団体構成員を対象とした表現は人種的憎悪扇動罪の適用対象外となることが明らかになったといえる。他方、本判決により差別主義団体構成員を対象とした憎悪扇動表現であったとしても規制できないことが明らかになったとも言え、実際に同罪の適用逃れのための私的読書クラブが増加した結果、現行法では団体構成員を対象とした表現も人種的憎悪扇動罪の規制対象となっている。

これと並行して、人権裁判所判例では表現の自由に関する判例が展開されており、特に近年はヘイト・スピーチに類する判例が増加傾向にある。人権裁判所判例において、表現の自由とは、「10条2項を条件として、好意的に受け止められたり、あるいは害をもたらさない、又はどうでもよいこととみなされる「情報」や「思想」だけでなく、国家や一部の人々を傷つけたり、驚かせたり、又は混乱させるようなもの」とする判例(*Handyside v UK App no 5493/72* (ECtHR, 7 December 1976))が確立されている。この考えに従うとヘイト・スピーチに類する表現も表現の自由として保障される余地が残されているように考えられる。しかしながら、人権条約はその17条において権利濫用を禁止している。これにより、人権裁判所は条約の基本的価値を損なうようなヘイト・スピーチについては、条約17条の権利濫用を適用し表現の自由を認めないという対応(例えば*Norwood v United Kingdom App no 23131/03* (ECtHR, 16 November 2004).)をとりつつ、条約の基本的価値を損なわないヘイト・スピーチについては条約10条2項が規定する制限規定との比例性を審査し、当該表現に対する加盟国による干渉が民主的社会にとって必要と認められた場合(*Wingrove v United Kingdom App no 17419/90* (ECtHR, 25 November 1996))には表現の自由を侵害しないとの判断を下す一方で、当該表現が一般的利益を有する表現である場合(*Giniewski v France App no 64016/00* (ECtHR, 31 January 2006))や規制が民主社会において必要と認められないような場合(*Jersild v Denmark App no 15890/89* (ECtHR, 23 September 1994))には表現の自由侵害を認めるという判断枠組みを構築している。

人権条約が国内法化された1998年以降の憎悪扇動罪に関するイギリス国内裁判所判例は管見の限り多くはない。しかし、これらの事例において人権条約及び人権裁判所判例の判断枠組みに従って判断された事件も見受けられる。例えば、アメリカのアフリカ系アメリカ人のイスラム運動組織の指導者のイギリスへの入国拒否について争われた事件 (*R (on the application of Farrakhan) v Secretary of State for the Home Department* [2002] EWCA Civ 606) では、原告のイギリスでの表現の自由の行使の阻害を目的として入国拒否が行われたことから、人権条約10条が保障する表現の自由への干渉が問題となった。この事件の判断では人権条約10条2項が規定する正当な目的による干渉であったかが検討され、原告がイギリス国内において人種的憎悪を煽り、秩序紊乱を引き起こすことを予防するとの目的は表現の自由の保障との関係において比例的なバランスがとれていると判断されている。

さらに、1998年法制定以降に立法された宗教的憎悪扇動罪及び性的指向に基づく憎悪扇動罪の立法過程においては欧州人権条約及び欧州人権裁判所の判例動向が検討されている。

このように、イギリスの憎悪扇動表現規制における欧州の影響は立法段階に色濃くみられる一方で、判例においては人権条約に言及し、人権裁判所判例の判断枠組みに従った判決も見受けられるという状態にある。この状況の中で、イギリスの表現の自由が残余としての自由すなわち、法が規制していないところ自由とする自由観であるがゆえに、立法段階では訴追しにくくするという形で表現の自由を担保しようとし、判例では時に人権裁判所判例に依拠しつつ、具体的社会状況における規制の必要性・正当性を考慮しながら判断していることが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

村上玲「イギリスにおける性的指向に基づく憎悪扇動罪の創設」淑徳大学社会福祉研究所総合福祉研究、査読有、2018年22号197-209頁

〔学会発表〕(計 5件)

村上玲「イギリスにおける宗教冒瀆表現とその規制」(宗教法学会)2018年

村上玲「外国人に対する示威的デモへの禁止仮処分命令が認められた事例(川崎市ヘイトデモ禁止仮処分申し立て事件)」(岡山公法判例研究会)2017年

村上玲「イギリスにおける性的指向に基づく憎悪扇動罪の制定経緯」(イギリス憲法研究会)2017年

村上玲「ジェノサイドの否定と表現の自由」(ヨーロッパ人権裁判所判例研究会)2017年

村上玲「イギリスにおける憎悪扇動表現規制の展開」(法制史学会近畿部会)2016年

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等

特になし

6. 研究組織

(1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。